

# 市民のみなさんで公園・緑地を管理してみませんか？

## 公園・緑地における市民自主管理制度について

(木津川市都市公園・緑地施設等市民自主管理活動支援要綱)

木津川市

## 〇はじめに

公園・緑地は、みなさんがレクリエーションや憩いの場として利用する大切な地域の財産です。

しかし、落葉の清掃が大変なので樹木を切ってなくしてほしい、家庭ごみを持ち込む、ペットのふんが多くて安心して子供を遊ばせられない、大きい子供が野球などをしていて小さい子が遊べないから禁止してほしいなど、いろいろな苦情が寄せられます。

このような問題を解決するには、公園近隣にお住まいの方々、その地域のみなさんや公園利用者が、お互いをよく理解することが大切ではないでしょうか。

これまで、行政が画一的な公園管理・運営ではうまく解決できなかった問題が地域のみなさんが話し合い、いろいろな知恵を出し合うことで解決することも多いと思われまます。

この度、木津川市におきまして、より親しみの持てる魅力ある公園緑地施設となることを目的に、公園の管理を市民のみなさんに委ね、市民自主管理活動を支援する要綱を制定いたしました。

市民と行政が協働とパートナーシップによる公園づくりを行うため、地域のみなさんと行政が役割分担をし、地域のみなさんが自主的に公園管理に参加することで、公園に愛着を持っていただき、地域コミュニティの場として活用していくことを目的としています。

この新しい制度のもと、市民のみなさんのご意見を活用しながらよりよい公園管理が実現できるよう進めてまいりたいと思います。



## ○制度のあらまし

本制度は、市民自ら公園・緑地の管理を行うこと（市民自主管理活動）に対して、市よりその活動を支援する制度です。

## ○活動団体についての条件

市民が自ら主体的に公園・緑地の管理を行っていただく趣旨から、できるだけ多くの方々に参加いただけるようにしなければなりません。

そこで本制度においては、自治会、老人会、子ども会などの地域団体やその地域団体により構成された組織団体、もしくは、原則6名以上の本制度の趣旨に賛同される方々により構成された団体といった各種団体を対象にしております。

## ○市民と行政の役割分担

\*市民のみなさまに行っていただく活動内容については、以下のとおりです。

- ・月1回以上の清掃・点検（必須条件）
- ・年2回以上の除草（必須条件）
- ・中低木剪定（年1回）（選択）
- ・トイレ清掃（週1回以上）（選択）
- ・花壇管理（随時）（選択）
- ・その他（市民のみなさま独自の活動）（随時）（選択）

\*行政の役割

- ・樹木の管理
- ・遊具など施設の修理等
- ・助言、指導
- ・刈り草の収集、ごみ袋の配布
- ・活動に対する交付金の給付（年1回）

など

## ○活動を進める上での注意事項

本制度は、できるだけ長く活動継続していただき、よりよい公園づくりを市民のみなさまと市が一緒になって目指します。

### \*無理のない範囲で活動しましょう

最初からあれもこれもとなると長続きしません。余力を残して始めましょう。

できるだけ多くの人に参加できる活動内容にしましょう。

活動内容を地域のみなさまにPRし、活動の輪をひろげましょう。

### \*みんなで話し合っ決めてみましょう

活動やあらたなルール作りには、みなさんの合意形成がかかせません。

地域のみなさんの合意を得ておくと、スムーズに活動が進めやすくなります。

### \*活動のすべては市民のみなさまの責任です

本制度の活動については、市民のみなさまの責任です。

安全には十分注意し、ボランティア保険の加入など必要な措置を講じてください。

なお、市より活動に伴う用具等の支給、貸出はございません。各団体において準備ください。



## ○交付金について

活動に対しまして、年1回の交付金が支給されます。

各活動ごとにポイントが設定されています。

各ポイントは以下のとおりです。

点検・清掃（月1回以上）	公園面積1㎡当り1ポイント／年
除草（年2回）	公園面積1㎡当り1ポイント／年
除草（年3回以上）	公園面積1㎡当り2ポイント／年
中低木剪定（年1回）	剪定面積1㎡当り5ポイント／年
トイレ清掃（週1回以上）	トイレ1カ所当たり500ポイント／年
花壇管理（随時）	花壇面積1㎡当り50ポイント／年
その他（随時）	別途定める

1ポイント当り20円／年（市の財政事情により変更される可能性あり）の交付金が支給されます。

例：1,500㎡の公園で月1回の点検・清掃、年2回の除草の活動を行った場合。

・点検・清掃（月1回）

$$1 \text{ポイント／年} \times \text{公園面積} 1,500 \text{㎡} = 1,500 \text{ポイント}$$

・除草（年2回）

$$1 \text{ポイント／年} \times \text{公園面積} 1,500 \text{㎡} = 1,500 \text{ポイント}$$

$$\bullet \text{点検・清掃 } 1,500 \text{ポイント} + \text{除草 } 1,500 \text{ポイント} \\ = 3,000 \text{ポイント／年}$$

$$\bullet \text{交付金額 } 3,000 \text{ポイント} \times 20 \text{円} = 60,000 \text{円／年}$$

となります。

## ○申請の流れ

本制度参加希望される団体については、以下の申請が必要となります。

### ●団体の指定

まず最初に、活動団体として指定を受ける必要があります。

様式第1号（別紙）により9月末日までに市に提出してください。

提出後、市と団体による協議を行い、市が活動団体として指定します。

### ●団体指定後の協議

団体指定を受けた団体は、翌年4月から当該公園の管理の引き継ぎを受けることとなります。

市からの管理の引き継ぎを行うために、市との協議を行い準備を整えます。

### ●活動の開始

翌年の4月1日をもって各活動団体に公園・緑地の管理を引き継ぎします。

4月1日から活動を開始していただきます。

4月以降、各活動の記録をとっていただきます。（様式第4号）

### ●交付金申請

活動の開始以降毎年3月中に交付金の交付の申請をしていただきます。

様式第3号に様式第4号を添えて市に提出してください。

市より交付金の交付決定通知があれば、様式第6号を市へ提出していただきます。

市は、様式第6号の請求に基づき交付金を支払います。

## ○その他

市民のみなさまが、公園・緑地の管理活動を進めていただく中で、公園・緑地の管理について、あらゆるアイデアや、意見等が出てくると思います。

そのようなアイデア・意見を市民のみなさまと市が協働して、よりよい公園・緑地となるようにしていきたいと思えます。

市民のみなさまのご協力をよろしくお願いいたします。

○木津川市都市公園・緑地施設等市民自主管理活動支援要綱

平成25年 5月24日 告示第112号

木津川市都市公園・緑地施設等市民自主管理活動支援要綱

(目的)

第1条 この告示は、市が管理する都市公園、緑地及びこれらに類する施設で市長が特に認めるもの（以下「公園施設等」という。）を市民及び市が協働して安全、快適で地域に愛され、市民が集う魅力的な場にしていくため、市民による自主管理活動（以下「自主管理活動」という。）を支援することを目的とする。

(役割分担)

第2条 公園施設等の自主管理活動について、市民及び市が協働していくための主な役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市民は、公園施設等を自主的かつ主体的な管理を行うものとする。
- (2) 市は、専門的技術等が必要な公園施設等の維持管理及び安全管理の責任を負うほか、市民が行う自主管理活動について、必要な技術供与その他の支援を行うものとする。

(支援の対象となる活動団体)

第3条 市長は、次の各号に掲げる団体が自主管理活動を行う場合は、自主管理活動支援対象団体（以下「活動団体」という。）として指定することができる。

- (1) 自治会、老人会、子ども会その他の地域団体
- (2) 前号に規定する団体により構成される連合組織で自主管理活動の推進を行う団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自主管理活動をしようとする原則6人以上の会員を有する団体
- (4) 市長が、自主管理活動を行う団体として特に認めたもの

(自主管理活動)

第4条 支援の対象となる自主管理活動は、別表第1に定める活動内容とする。

2 活動団体として指定を希望する団体は、実施しようとする活動内容を自主的に選択し、決定するものとする。ただし、別表第1活動内容の欄中1の項及び2の項に定める活動は必須とする。

3 活動団体が自主管理活動を行う活動場所の範囲は、原則1公園単位で管理することとする。ただし、特別な事情等がある場合は、市長と相談の上活動場所を決定するものとする。

(支援の内容)

第5条 市長は、活動団体に対し、別表第1に定める活動内容に応じて、次に掲げる必要な支援を行うことができる。

2 活動団体に対する支援としての交付金は、別表第1に定めるポイント数に応じて、別表第2に定める1ポイント当たりの交付金換算額を乗じて得た額を交付するものとする。なお、別表第2に定める額は、毎年度の市予算の範囲内で定めることとする。

3 市長は、活動団体の自主管理活動内容の実態に応じて、又は活動団体の要請を受けて、その必要性を総合的に勘案し、必要な支援をすることができる。

(活動団体の指定)

第6条 活動団体として指定を希望する第3条に掲げる団体は、第4条の規定により活動内容及び場所を決定したときは、自主管理活動支援対象団体指定申請書(別記様式第1号)に当該自主管理活動に参加する者の名簿を添付し、毎年9月末日(9月末日が閉庁日の場合は、翌開庁日。以下「基準日」という。)までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、第3条に掲げる団体のうち、前項による申請を行った団体と公園施設等の協働管理について基準日以後十分協議し、本団体が継続して自主管理活動を行えるよう体制が整ったと判断された時に活動団体として指定することができる。

3 活動団体の指定は、原則として自主管理活動を行う活動箇所1箇所につき1活動団体とする。

4 市長は、第2項の規定による指定を行ったときは、自主管理活動支援対象団体指定通知書(別記様式第2号)を当該団体へ速やかに通知しなければならない。

(交付金の交付の申請)

第7条 自主管理活動について交付金の交付の申請をしようとする活動団体(以下「申請者」という。)は、自主管理活動交付金申請書(別記様式第3号)に自主管理活動報告書(別記様式第4号)を添えて、毎年3月中に市長に提出しなければならない。

(交付金の交付の決定等)

第8条 市長は、申請者から前条の交付金申請があつたときは、申請の内容が適正であるかどうかを審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をし、交付金を交付すべきものと認められないときは、不交付の決定をするものとする。なお、交付金は、自主管理活動報告書に基づき交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付金の交付を決定したときは、自主管理活動交付金決定通知書(別記様式第5号)により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付金の不交付の決定をしたときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

4 第2項の規定により交付金の決定を受けた申請者は、市長が指定する期日までに自主管理活動交付金交付請求書(別記様式第6号)を提出しなければならない。

(自主管理活動の遂行義務)

第9条 活動団体は、第6条第2項の指定を受けた後、翌年度4月1日から、第4条の規定により申請した活動内容及び場所に基づき、別表第1に定める活動頻度を継続して行わなければならない。

2 活動団体は、第12条第3項の変更承認を受けた後、翌年度4月1日から、第12条第1項の規定により変更申請した活動内容に基づき、別表第1に定める活動頻度を継続して行わなければならない。

3 自主管理活動に必要な機材等については、活動団体で準備するものとする。

4 活動団体は、自主管理活動に対し責任を負うものとし、保険その他必要な措置を講じなければならない。

5 活動団体は、自主管理活動を行う公園施設等において関係住民等の幅広い参加が得られるよう努めるものとする。

(自主管理活動の状況報告)

第10条 活動団体は、自らが実施する自主管理活動に関し、自主管理活動報告書を毎月作成し、市長から報告書の提出若しくは、提示の要求があったときは、市長へ提出又は提示しなければならない。

(自主管理活動への指導)

第11条 市長は、自主管理活動が適正かつ効率的に行われるため、活動団体に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(自主管理活動の変更)

第12条 活動団体は、自主管理活動の申請の内容を変更したときは、速やかに市長へ自主管理活動支援対象団体変更申請書（別記様式第7号）にて変更申請を行わなければならない。なお、活動内容変更については、毎年基準日までに申請を行わなければならない。

2 市長は、前項の申請について、変更の承認をした場合は自主管理活動支援対象団体変更承認通知書（別記様式第8号）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の変更の内、活動内容変更については、申請後基準日以降、変更内容による自主管理活動について協議を行い、その活動が継続可能と判断をした場合に承認するものとする。

(活動団体の指定の取消し)

第13条 市長は、活動団体が地域コミュニティを阻害するような行為等不誠実な行為を認めた場合又は、活動団体の自主管理活動の継続が困難と認めた場合は、当該活動団体の指定を取り消すことができる。

(市民と市の協働)

第14条 活動団体は、自ら自主管理活動を行う公園の管理について、意見等を述べることができ、市はその意見等に対し検討を行い、より良い公園の管理に生かされるよう、市民と協働して管理の向上に努めなければならない。

(要綱の見直し)

第15条 市長は、自主管理活動の促進状況等を勘案し、支援の適正に関して検討し、また活動団体の意見等を踏まえて、自主管理活動の向上や、地域コミュニティの向

上につながるよう、この告示全般に関して検討を加え、必要な見直し等の措置を講ずるものとする。

(補則)

第16条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条、第5条、第9条関係）

公園施設等施設の自主管理活動

活動内容		活動頻度	ポイント数（1年当たり）	
1	清掃・点検等	月1回以上	1	（公園面積1㎡当たり）
2	除草（一般）	年2回	1	（公園面積1㎡当たり）
3	除草（特別）	年3回以上	2	（公園面積1㎡当たり）
4	中低木剪定	年1回	5	（樹木面積1㎡当たり）
5	トイレ清掃	週1回以上	500	（1箇所当たり）
6	花壇管理	随時	50	（花壇面積1㎡当たり）
7	その他	随時	活動内容に応じて、別に定める	

備考

- 1 清掃・点検等及び除草（一般）は、必須の活動内容とする。
- 2 清掃・点検等及び除草（一般）は、公園面積が250㎡に満たない公園については、公園面積を250㎡として計算することとする。

別表第2（第5条関係）

1ポイント当たりの交付金換算額

1ポイント当たりの交付金換算額	20円
-----------------	-----

別記様式第1号（第6条関係）

年 月 日

木津川市長

宛て

活動団体名

代表者住所

代表者氏名

⑩

### 自主管理活動支援対象団体指定申請書

木津川市都市公園・緑地施設等市民自主管理活動支援要綱に基づく、自主管理活動支援対象団体の指定を受けたいので、同要綱第6条第1項の規定により申請します。

記

○団体名

○活動場所・面積

※注意：本様式は正副2部作成すること。



別記様式第2号（第6条関係）

年 月 日

様

木津川市長

印

### 自主管理活動支援対象団体指定通知書

年 月 日付けで、木津川市都市公園・緑地施設等市民自主管理活動支援要綱に基づく、自主管理活動支援対象団体指定申請された下記団体について、自主管理活動支援対象団体に指定したので、同要綱第6条第4項の規定により通知します。

記

○団体名

○代表者名

○代表者住所

○活動内容・場所 別添申請書のとおり

別記様式第3号（第7条関係）

年 月 日

木津川市長

宛て

活動団体名

代表者住所

代表者氏名

印

### 自主管理活動交付金申請書

木津川市都市公園・緑地施設等市民自主管理活動支援要綱に基づく、自主管理活動交付金を受けたいので、同要綱第7条の規定により申請します。

記

○団体名

○申請ポイント数

○自主管理活動期間 年 月 日から 年 月 日まで

○自主管理活動状況 別添自主管理活動報告書のとおり

## 自主管理活動報告書

団体名	
-----	--

活動月	年	月
-----	---	---

活動内容		
活動日	作業内容	
参加者名		
活動日	作業内容	
参加者名		
活動日	作業内容	
参加者名		

注意1:各活動の様子がわかる写真を別途添付すること。  
注意2:上記の欄が足りないときには、別途添付してもよい。

別記様式第5号（第8条関係）

年 月 日

活動団体名

代表者住所

代表者氏名 様

木津川市長 印

### 自主管理活動交付金決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、木津川市都市公園・緑地施設等  
市民自主管理活動支援要綱に基づく、自主管理活動交付金の交付申請につい  
て、下記のとおり交付することを決定したので、同要綱第8条第2項の規定  
により通知します。

#### 記

1 交付決定額 金 円

2 交付金額決定根拠 申請ポイント数 × 円／ポイント

別記様式第6号（第8条関係）

木津川市長

宛て

請求者

団体名

代表者名

印

### 自主管理活動交付金交付請求書

年 月 日付けにより決定通知のあった 年度自主管理活動交付金について、木津川市都市公園・緑地施設等市民自主管理活動支援要綱第8条第4項の規定により下記のとおり請求します。

記

請求金額

金	百万			千			円
---	----	--	--	---	--	--	---

振込先	
金融機関名	銀行・金庫・農協 本店・支店
口座種類	
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	

別記様式第7号（第12条関係）

（表）

年 月 日

木津川市長

宛て

活動団体名

代表者住所

代表者氏名

⑩

## 自主管理活動支援対象団体変更申請書

木津川市都市公園・緑地施設等市民自主管理活動支援要綱に基づく、自主管理活動支援対象団体の内容を変更したいので、同要綱第12条第1項の規定により変更申請します。

記

○団体名

○活動場所・面積

※注意：本様式は正副2部作成すること。



別記様式第8号（第12条関係）

年 月 日

活動団体名

代表者住所

代表者氏名 様

木津川市長 印

### 自主管理活動支援対象団体変更承認通知書

年 月 日付けで、木津川市都市公園・緑地施設等市民自主管理活動支援要綱に基づく、自主管理活動支援対象団体変更申請された下記団体について変更を承認したので、同要綱第12条第2項の規定により通知します。

記

○団体名

○代表者名

○代表者住所

○活動内容・場所 別添申請書のとおり